

令和7年度～9年度

業務用自転車定期点検業務委託

仕 様 書

社会福祉法人

大阪市天王寺区社会福祉協議会

1 対象物件

本会が保有する業務用自転車 33台(令和7年3月1日現在)

2 履行場所

〒543-0074 大阪市天王寺区六万体町5-26

社会福祉法人 大阪市天王寺区社会福祉協議会 敷地内駐輪場

※上記場所に出張し点検整備を行うこと。ブレーキやタイヤチューブ等の交換は、その場で行えること。

3 点検整備内容

本会が保有する業務用自転車1台に対し年2回、次の項目の点検整備を行う。

点検項目	
車両本体項目	フレーム及びフロントフォークの変形と取付状況
	ハンドルの取付状態、回転具合とガタつき
	前後ブレーキ各部の作動と取付状態
	前後ブレーキの効き具合とケーブルの摩耗、劣化状態
	ベルの取付状態と鳴り具合
	ヘッドライトの点灯確認と取付状態
	前後ハブ軸の締付状態とガタつき
	リムの変形と振れ、スポークの張力、変形、破損
	タイヤの取付状態、摩耗、亀裂損傷、空気圧
	ペダルとギヤクランクの取付状態と回転具合
	各部スプロケットの回転具合、摩耗、損傷、注油状態
	チェーンの張り、摩耗、損傷、注油状態
	変速機の取付状態と作動、変速ハブの回転具合とガタつき
	サークル錠の取付状態と機能
	前後ドロケとチェーンケースの取付状況
	リフレクタの取付状態と損傷
	サドルの取付状態(角度)と取付位置
	スタンドの取付状態、摩耗、亀裂損傷と機能
各部ボルトナットの緩みと損傷、注油状態	
アシスト機能	モーターユニット取付ボルトナットの緩みと損傷
	モーターユニットの作動と内部異音
	電気配線部の緩みと損傷
	バッテリーの取付状態とロック機能
	手元スイッチ、バッテリーの残量表示灯の作動
	モーターユニット外装カバー類の取付状態と損傷

2 履行期間

令和7年1月から令和10年3月31日まで(3年間)

3 業務体制等に関する事項

(1) 業務責任者等の設置と業務体制の確立

業務責任者及び作業員をもって業務体制を組織する。

現場の体制

ア 業務責任者

業務を総合的に把握し、かつ調整を行い、作業員を指揮監督するとともに、車両管理担当者からの業務上の依頼に対して、即座に対応が取れる体制にある者。

イ 作業員

業務責任者の指揮監督に従い、本業務に従事する者。

なお、業務責任者と作業員は兼務することができる。

(2) 実施報告書の提出等

ア 点検整備の報告

作業員は、業務終了後直ちに、作業の実施状況を記載した実施報告書を作成し、車両管理担当者に提出し、実地又は書面による検査を受けなければならない。

(3) 服務規律

ア 従事者に対し、業務を行うに適した統一された服装及び名札を着用させ、業務の従事者であることを明確にすること。

イ 業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

ウ 受注者は、発注者の信用を失墜する行為をしてはならない。

エ 受注者は、常に整理整頓を心がけ、業務終了時は速やかに業務に関係した箇所の後片付け、及び清掃を行わなければならない。

4 経費の負担

(1) 発注者の負担

ア 光熱水費

業務の実施に必要な電力、水道及びガス等の光熱水料は、契約書等に別に記載がある場合以外は発注者の負担とする。

イ パーツ代金

点検の結果、交換が必要とされるパーツの代金については、発注者が負担する。ただし、パーツの交換にあたっては、事前に発注者に摩耗、破損状況等を車両管理担当者に報告し、了承を得たうえで行うこと。

(2) 受注者の負担

次に掲げるものは、契約書等に別に記載がある場合以外は受注者の負担とする。

ア 油脂等消耗品

点検整備の際に必要とされる油脂等や消耗品については、受注者が負担する。

(3) その他

その他、上記以外に発生した費用については、発注者及び受注者双方の協議により負担者及び負担割合を決定する。

5 支払方法

本業務の履行完了後、検査に合格した場合は、出来高部分に相応する業務委託料相当額について、請求に基づき支払いを行う。なお、点検時に修理不能(パーツ供給不可や高額のための取りやめ等)が発生した場合においても、点検料については受注者へ支払うものとする。

6 その他

- (1) 受注者は、点検整備実施中に車両の不良箇所・破損等を発見した場所は、その状況を速やかに車両管理担当者に届けること。
- (2) 受注者は、本業務を他の事業者にも再委託することはできない。
- (3) その他仕様等の変更や不測の事態が発生した場合は、発注者及び受注者の協議によりその後の対応を決定する。